

し尿投入施設運転維持管理業務委託

仕様書

周南市リサイクル推進課

第1章 総則

この仕様書は、し尿投入施設運転維持管理業務について受注者に委託する業務の仕様を定めるものとする。

(業務の範囲)

- 第1条 発注者は、受注者に対し、本仕様書に基づき、別紙1に記載された対象施設（以下「し尿投入施設」という。）の運転維持管理業務（以下「業務」という。）を発注し、受注者はこれを受託する。
- 2 受注者の業務範囲は、以下の各号に記載された業務のほか、別紙2に記載された業務とする。
- (1) し尿投入施設等の運転。
 - (2) し尿の受付及び報告書の作成。
 - (3) し尿投入施設等の維持管理。ただし、別紙4に定める維持管理要求水準を遵守するものとする。
 - (4) 業務報告等その他の管理業務。

(統括責任者)

- 第2条 受注者は、業務の統括責任者を選任し、発注者に届けなければならない。
- 2 統括責任者の職務は次のとおりとする。
- (1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
 - (2) 本仕様書等に定められた内容を十分理解し、業務にあたること。

(従業員の能力基準)

- 第3条 従業員は各1名以上確保するものとし、職種別に次の各号に掲げる能力、資格を有する者とする。（資格を有することを証する書類の写しを提出すること）
- (1) 業務において必要となる技術を有し、運転操作の作業等を行える者。
 - (2) 受注者は、令和8年3月3日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を1名以上配置できること。

(業務期間)

- 第4条 受注者の業務期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、土日、祝日は除く。
- 2 業務時間は、8時30分から17時00分までとする。
- 3 上記のほか、緊急の事態が生じた場合についても、し尿の受入を行う。（緊急の連絡は発注者から行うので、受注者はこれに応じること。）

第2章 運営準備等

(業務実施計画)

第5条 受注者は、契約締結後30日以内に本仕様書等に記載された条件を満たす業務実施計画を作成し、発注者に提出するものとする。業務実施計画には別紙5の事項を記載しなければならない。

- 2 受注者は、業務実施計画に基づき業務を実施するものとする。発注者が、業務実施計画に基づき業務が行われていないと判断した場合は、発注者は受注者に説明を求めることができる。その結果、発注者が業務実施計画に基づき業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（業務実施計画の変更を含む。）を求めることができる。

(許認可の取得等)

第6条 受注者は、第3条に定める資格を有する者が実施すべき業務にあたる場合において、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

- 2 受注者は、業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を発注者から取得するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、受注者は、業務の実施に必要な許認可をその責任と費用を負担することにより取得するものとする。

第3章 運転業務

(し尿受入施設等の運転)

第7条 受注者は、別紙2に記載された範囲において運転を行うものとする。

- 2 受注者は、発注者から指示がある場合は、それに従うものとする。

(引継事項)

第8条 受注者は、業務開始後し尿投入施設特有の運転方法、留意事項等を記載した引継事項（別紙6に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、発注者の承認を得た上で、徳山中央浄化センターに備えておくものとする。

- 2 発注者は、いつでも、徳山中央浄化センターにおいて引継事項を閲覧し、又は受注者に対して引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受注者は必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者の承認を得るものとする。

第4章 維持管理

(し尿投入施設等の維持管理)

第9条 受注者は、次に記載されたし尿投入施設の維持管理業務を行うものとする。

- (1) 別紙2に記載された範囲における点検及び調整並びに消耗品の交換。
- (2) 前号に掲げるもののほか、し尿投入施設の維持管理。
- (3) 業務及び清掃等により発生した塵屑等の廃棄物の運搬処分は、発注者の指示に従い行うものとし処分までの間は市指定可燃ごみ袋で保管するものとする。
- (4) し尿投入槽内の清掃作業。(受入槽 年8回)

(更新等の必要性に関する報告)

第10条 し尿投入施設において設備の更新又は補修の必要が生じた場合、受注者は発注者に対し、更新又は補修が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

(回復措置請求)

第11条 発注者は、第9条に規定された維持管理がなされていないと判断した場合、受注者に対し、改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから20日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の承認を受けるものとする。受注者は、承認を受けた改善計画書に従い、業務を行うものとする。

- 2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合又は改善計画書どおりに業務が行われていない場合は、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求できる。

第5章 業務報告等

(業務の報告)

第12条 受注者は、日報、月報及び年報を作成し、発注者に提出する。日報、月報及び年報に記載すべき事項は別紙7によるものとし、様式は、受注者の提案に基づき、発注者が承認するところによる。また、し尿等の搬入の際に受領した伝票については、日報に併せて提出するものとする。

- 2 発注者は、日報、月報及び年報の内容について受注者に説明を求め、必要な範囲で受注者が業務に関して所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

第6章 損害賠償

(損害賠償)

第13条 業務期間中に受注者の責めにより生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による機器等の破損、故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改善又は取替えを行うものとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥並びに受注者以外の者による運転管理上の不備又は過失、天災事変、不測の事故等による場合はこの限りではない。

2 業務遂行中に受注者の故意又は過失により、悪質な水質での処理水放流等、周辺環境保全に及ぼす重大な瑕疵があり、損害賠償等を発注者が第三者から請求された場合においては、発注者は、受注者に対し、その損害賠償を請求することができるものとする。

(責任範囲)

第14条 受注者及び発注者の責任範囲については、別紙3に従うものとする。

(保険の加入)

第15条 受注者は、自らの費用で受注者賠償責任保険等に加入すること。

第7章 契約終了

(期間満了による終了)

第16条 委託期間満了により業務を終了する場合、受注者は次の義務を負う。この場合において、受注者は、新たに施設を運転する者（以下「新受注者」という。）に対し、徳山中央浄化センターが別紙4に定める維持管理要求水準を満たしている状態で業務を引継ぐとともに引継事項を交付し、運転指導を行うものとする。

第8章 業務の引継ぎ

(業務の引継ぎ)

第17条 業務の引継ぎ期間は、新たな受注者が決定した日から決定月の末日までとし、業務内容について速やかに新受注者に引継ぎを行うものとする。

第9章 その他

(不可抗力)

第18条 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由により、し尿投入施設の運営が著しく困難となった場合又はし尿投入施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、し尿投入施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。

2 前項の規定により発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。

(経費の負担)

第19条 受注者が本業務履行上に負担する経費は、別紙8に定めるとおりとする。

(秘密保持)

第20条 受注者は、業務で知り得たことを第三者に漏らしてはならない。

(雑則)

第21条 受注者は、業務の実施にあたり、別紙9に示す関連法令等を遵守する。

2 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入していなければならない。

(疑義)

第22条 本仕様書に疑義を生じた場合は、発注者及び受注者で別途協議するものとする。

2 本仕様書に明示されていない事項で必要がある場合には、発注者及び受注者で別途協議のうえ、別途定めるものとする。

別紙1 対象施設

本業務の対象となる施設は以下のとおりである。

- (1) 施設名：し尿投入施設
- (2) 場 所：周南市晴海町地内（徳山中央浄化センター内）

対象施設概要

- (1) 徳山中央浄化センター

【施設概要】

所在地	周南市晴海町3-1
処理方法	し尿前処理方式
一般平面図	別紙1-(1)のとおり
設備フローシート	別紙1-(2)のとおり
設備機器リスト	別紙1-(3)のとおり
機器配置図 1F	別紙1-(4)のとおり
機器配置図 B1F	別紙1-(5)のとおり

【し尿受入施設概要】

施設の名称	数量	構造	能力
●水処理設備			
沈砂槽	2 槽	鉄筋コンクリート	1.5 m ³
受入槽	2 槽	鉄筋コンクリート	21 m ³
貯留槽	2 槽	鉄筋コンクリート	151 m ³
●建築設備			
受入スペース			
作業員控室等	1 室		
●建築機械電気			
空気調和設備等	1 式		
●建築電気設備			
電灯設備	1 式		

●機械設備			
し尿受入口	2台	ステンレス製受入口	Φ150(参考)
し尿破碎ポンプ	2台	破碎ポンプ	Φ150mm×0.3m ³ /分×15kW
曝気ブロワ	2(1)台	ルーツブロワ	65A×3m ³ /分×3.7kW
し尿細目スクリーン	1台	回転ドラム式	36m ³ /h×2mm×2.2kW
し渣脱水機	1台	スクリュー式	3.4m ³ /h×11kW+0.4kW
し渣コンテナ	2台	角型コンテナ	0.4m ³
し渣脱水機	1台	スクリュープレス	処理量2t/hr 含水率70%
し尿移送ポンプ	2台	無閉塞型汚泥ポンプ	Φ150mm×0.6m ³ /分×7.5kW
中濃度系脱臭ファン	1台	片吸込ターボファン	37m ³ /分×2.2kW
活性炭吸着棟	1基	添着活性炭吸着塔	79m ³ /分
●電気設備			
し尿受入設備 CC	2面		
●電気計装設備			
流量計		電磁式	し尿移送量
水位計		差圧式	し尿受入槽水位、し尿貯留槽水位

別紙2 業務範囲

受注者の行う業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 運転業務

- ①し尿等処理に必要な施設の運転操作及び監視

(2) 施設管理

- ①別紙1に示す全ての水処理設備、建築設備、機械設備、電気設備、電気計装設備の日常的な保守、点検及び点検によって発見された異常箇所等について、正常状態に復帰させるために行う補修等（備付工具、設備等を利用して補修及び塗装を行うものとする。）
- ②別紙1に示す全ての建築設備、機械設備、電気設備の機能を保つために必要な消耗品の交換
- ③施設管理等。（清掃、警備等）
- ④発注者が行う修繕・工事による機器等の停止作業、試運転立会い、再立ち上げ運転作業

(3) 業務報告等

- ①運転データ及び保守・点検業務の記録及び保管
- ②業務実施計画書の作成
- ③ユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、水道等）の管理及び報告
- ④発注者が行う見学者対応への協力
- ⑤発注者の業務分析等に必要データの提供
- ⑥その他必要な業務

(4) 管理基準

- ①機器等の点検については各使用機器の仕様書及び取扱説明書等によるものとする。

(5) その他業務

- ①本し尿投入施設は、徳山中央浄化センター内の施設であるため、通常業務以外の作業の承諾を求める場合や浄化センター内で事故が発生した場合は、リサイクル推進課施設担当職員に加えて徳山中央浄化センター所長にも遅滞なく報告すること。
- ②し渣を袋詰めし、所定の場所へ保管すること。

別紙 3 リスク分担表

発注者及び受注者の責任範囲は次の表による。

次表の記載以外は、双方協議して定める。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
住民対応	行政サービスに係る住民対応及び苦情処理	○	
	上記以外のもの		○
環境問題	受注者の責めによるもの（排気ガス等悪臭防止法の違反、放流水質基準の未達、有害物質の排出・漏えい、騒音、振動等）		○
	上記以外のもの（不可抗力によるもの）	○	
業務に係る事故・災害	受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの（不可抗力によるもの）	○	
不可抗力	天災等による施設の破損	○	
契約内容の変更	発注者の責めによるもの	○	
	上記以外の要因によるもの		○
施設の損傷	経年劣化による施設設備等の損傷	○	
	受注者の責めによる施設・備品等の損傷		○
法律等の変更	業務に直接関係する法律等の改正	○	
	上記以外のもの		○

別紙4 維持管理要求水準

すべての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、関係法令等を遵守した点検、調整、消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

別紙5 業務実施計画

業務実施計画は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。

業務実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は次のとおりとすること。

(1) 実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2) 人員体制

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（再委託関係も含む。）をその目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3) 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(4) 点検計画

安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検、水質分析等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

(5) 施設管理計画

施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各施設の運転方法及び要点、設備点検の内容・点検頻度・点検要領、分析の内容・頻度、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

(6) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合、その他緊急の場合の対応手順を具体的に記載すること。

次のような場合について、各々記載する。

- ・ 設備の損壊、故障時の対応
- ・ 停電時の対応
- ・ その他自然災害等の不可抗力時の対応

別紙6 引継事項

受注者は、業務期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を新受注者が把握できる内容とし、次の項目に沿って記載すること。

- (1) 運転時の機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

別紙7 業務日報・業務月報及び業務年報の記載内容

1 業務日報（提出は、翌日に行うこと※FAXまたはメールで送付）

- (1) 当該月の維持管理業務についての総括事項
- (2) 各ユーティリティーの数量 (管理)
- (3) 管理の指標としている諸 (管理)
- (4) 主要機器の運転記録 (運転)
- (5) その他記録・報告すべき事項 (備考)

2 業務月報（提出は、翌月の10日までに行うこと）

- (1) 当該月の維持管理業務についての総括事項
- (2) 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- (3) 事故・故障記録及び対応報告
- (4) 管理報告
- (5) その他必要な報告事項

3 業務年報（提出は、4月20日までに行うこと）

- (1) 当該年度の維持管理業務についての総括事項
- (2) 業務月報記載事項の月集計
- (3) その他必要な報告事項

- ※ 各報告書の様式は、受注者が作成し、発注者の承認を得るものとする。
- ※ 各報告書の提出先は周南市臨海町5番地 周南市リサイクル推進課施設担当とする。

別紙8 経費の負担

受注者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等のじゅう器及び消耗品
- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器
- (5) 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。
但し、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
- (6) ほうき、モップ、デッキブラシ、水切り、洗剤等の清掃用具・器具
- (7) トイレtpーパー、石鹼、消毒液、洗剤等の衛生用品
- (8) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費
- (9) 処理施設維持管理等に必要なユーティリティー（経費負担（固定費））
- (10) し渣保管用の市指定可燃ごみ袋、し渣一次受け用のポリ袋

表 経費負担（固定費）

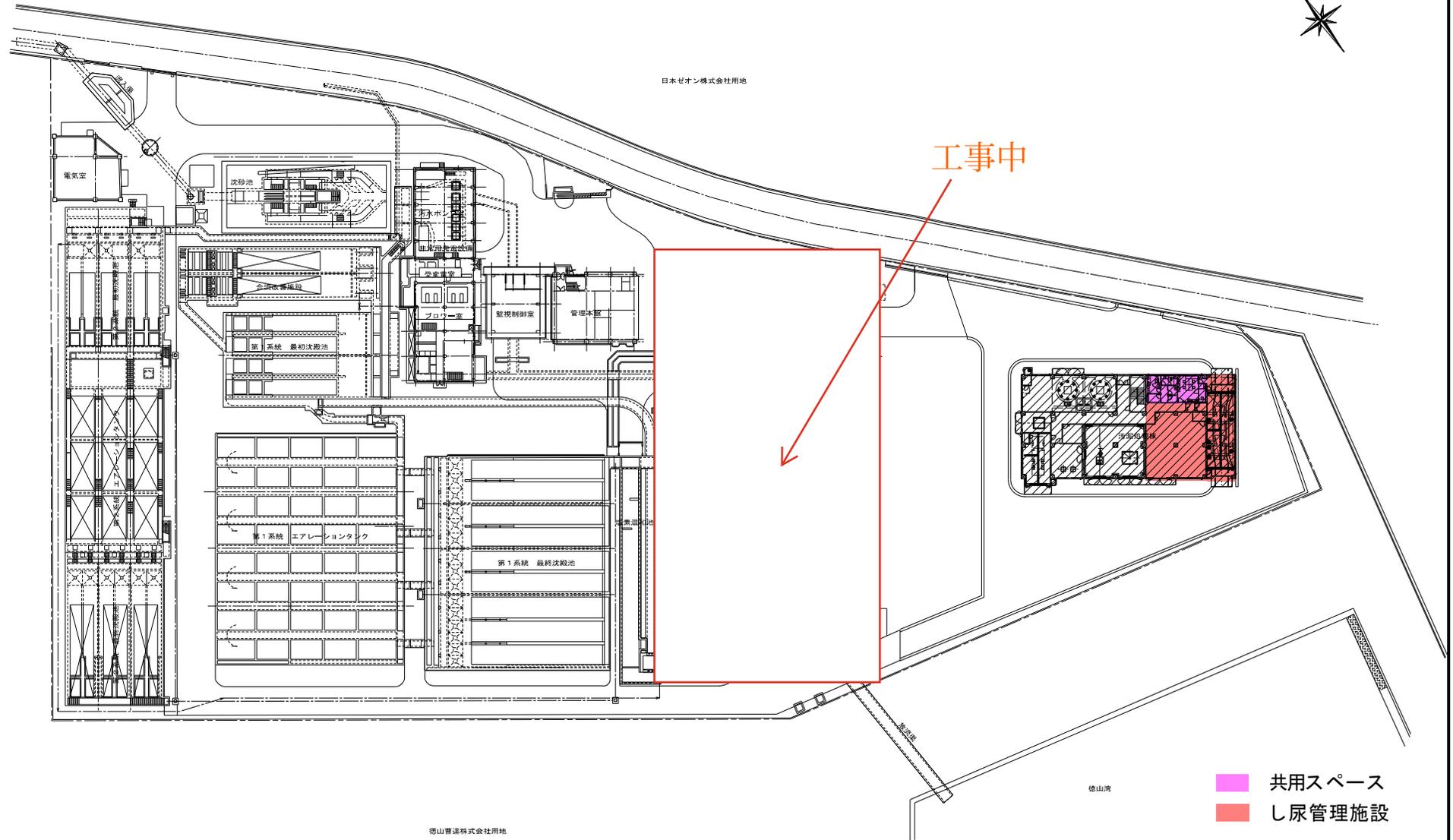
項 目	項 目
燃料費	作業用・車両用ガソリン等
簡易塗装用具	刷毛、塗料等

別紙9 遵守すべき関係法令等

受注者は、次の法令を遵守して業務にあたること。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (2) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (6) 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）（昭和45年法律第137号）
- (9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (10) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (11) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (12) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (13) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (14) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (15) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (16) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- (17) ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- (18) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- (19) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）（昭和54年法律第49号）
- (20) その他関係法令等

徳山中央浄化センター 一般平面図

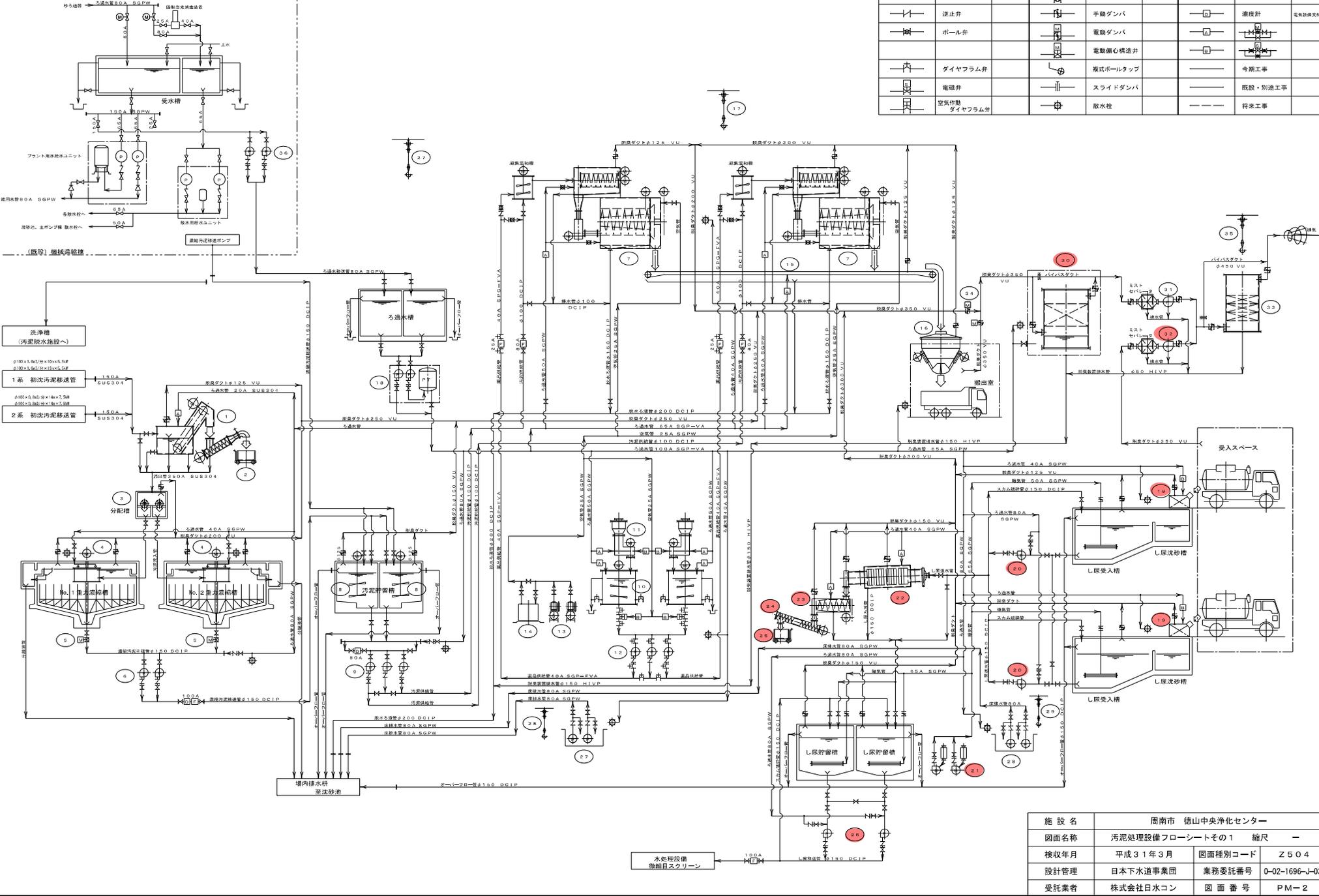


共用スペース
 し尿管理施設

: 今回計画施設

施設名	周南市 徳山中央浄化センター		
図面名称	一般平面図	縮尺	1/400
検収年月	平成31年3月	図面種別コード	Z501
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1696-J-03
受託業者	株式会社日水コン	図面番号	PM-1

別紙 1 - (2) (設備フローシート)



記号	名称	備考	記号	名称	備考	記号	名称	備考
	仕切弁			電動ボール弁			流量計	電装品標準
	止弁			手動ダンパ			濃度計	電装品標準
	ボール弁			電動ダンパ			ボール弁付浮動弁	
	ダイヤフラム弁			電動ボール付浮動弁			今期工事	
	電磁弁			スライドダンパ			既設・別途工事	
	空気作動ダイヤフラム弁			散水栓			将来工事	

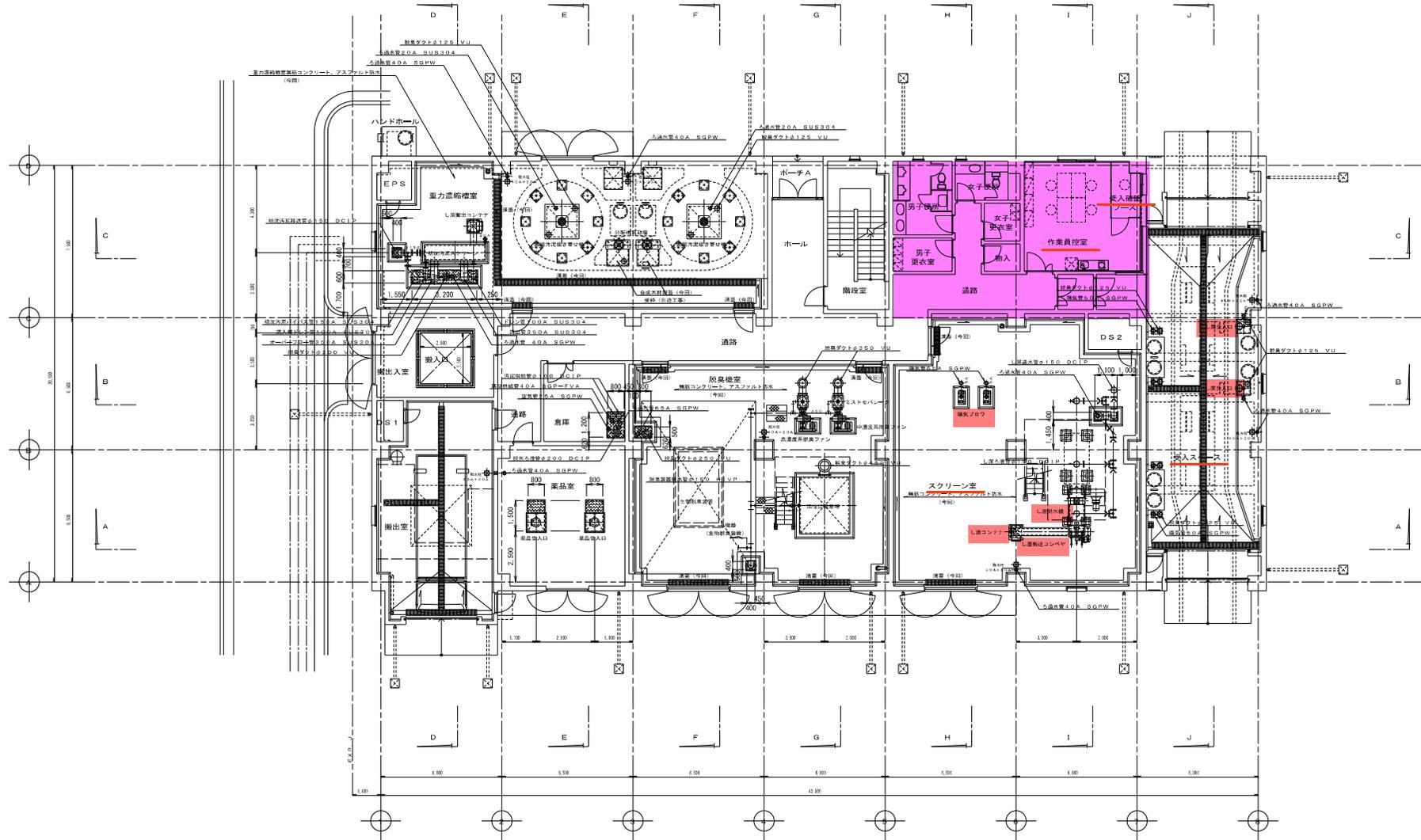
施設名	周南市 徳山中央浄化センター		
図面名称	汚泥処理設備フローシートその1	縮尺	—
検収年月	平成31年3月	図面種別コード	Z504
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1696-J-03
受託業者	株式会社日水コン	図面番号	PM-2

別紙1-(3) (設備機器リスト)

番号	機器名称	台数	仕様	電機種	備考	番号	機器名称	台数	仕様	電機種	備考	番号	機器名称	台数	仕様	電機種	備考
15	ケーキ搬送コンベヤ	1	1	トランプ型ベルトコンベヤ 全長3,900mm幅×750mmL	1.8	30	生物脱臭装置	1	1	角形先端式生物脱臭装置 4.0m ³ /分	7.4						
14	除塵器	1	1	冷凍式 4.0L/分	0.28	29	床排水ポンプ吊上装置	2	2	ギヤードトリ付手動チェーンブロック 0.5t	-						
13	空気圧縮機	2	2	無給油式 4.0L/分	3.7	28	床排水ポンプ	4	4	水中汚水ポンプ 3.65×0.3m ³ /分×7m	1.6						
12	高分子凝集剤注入ポンプ	3	3	一軸ネジ式ポンプ 3.4×0.4×0.3m ³ /分×2.0m	0.75	27	機器搬入用吊上装置	1	1	ギヤードトリ付手動チェーンブロック 1.0t	-						
11	高分子凝集剤供給機	4	4	定量供給機 1.4L/分	0.4	26	し原移送ポンプ	2	2	無閉塞型汚泥ポンプ 3.15×0.4×0.6m ³ /分×2.0m	5.5						
10	高分子凝集剤溶解槽	2	2	立式攪拌槽 6.5m ³	3.7	25	し流コンテナ	2	2	角型コンテナ(樹脂製) 0.4m ³	-						
9	脱水機汚泥供給ポンプ	3	3	一軸ネジ式ポンプ 3.10×0.4×0.3m ³ /分×1.4m ³ /時×3.0m	1.1	24	し流搬送コンベヤ	1	1	スクリーンコンベヤ 3.20×3.00×4.00L(SUS製)	1.1						
8	混合汚泥貯留槽攪拌装置	2	2	立式パドル式 総容量1.500	0.5	23	し流脱水機	1	1	スクリーン式 処理量1.7m ³ /時	5.5						
7	汚泥脱水機	2	2	濃縮機構付高効率圧入式スクリーンプレス スクリーン径0.700	12	22	し原細目スクリーン	1	1	回転ドラム式 処理量2.4m ³ /時×3径4mm	1.5						
6	濃縮汚泥引抜ポンプ	2	2	級込スクリーン付汚泥ポンプ 3.10×0.4×1.3m ³ /分×3m	2.5	21	曝気ブロウ	2	2	ルーツブロウ 3.00×3.00m ³ /分×2.0kPa	3.7	36	ろ過水送水ポンプ	2	2	片級込渦巻ポンプ 3.00×0.4m ³ /分×2.1m	3.7
5	濃縮汚泥引抜弁	2	2	電動偏心構造弁 3.150	0.2	20	し原破砕ポンプ	2	2	破砕ポンプ 3.15×0.4×0.4m ³ /分×8m	7.5	35	活性炭吊上装置	4	1	ギヤードトリ付手動チェーンブロック 2.0t	-
4	濃縮汚泥掻き寄せ機	2	2	中央駆動型蓋型 3.4×0.4m×5.0mH	0.4	19	し原受入口	2	2	ステンレス製受入口 3.150	-	34	脱臭切替ダンバ	2	2	電動ダンバ 3.350	0.2
3	分配槽可動堰	2	2	鋼鉄製手動可動堰 5.00W×5.00H	-	18	汚泥処理機給水ユニット	1	1	圧カタンク式給水ユニット(連列交互) 3.65×0.8m ³ /分×3.0m	3.7	33	活性炭吸着塔	1	1	添着活性炭吸着塔 7.00m ³	-
2	し流搬出コンテナ	2	2	角型コンテナ(樹脂製) 0.1m ³	0.4	17	脱水機維持管理用 吊上装置	1	1	ギヤードトリ付手動チェーンブロック 5.0t	-	32	中濃度系脱臭ファン	1	1	片級込ターファン 3.7m ³ /分×0.4kPa	2.2
1	初沉汚泥スクリーン	1	1	脱水機維持あきスクリーンユニット 処理水量1.0m ³ /分	0.95	16	ケーキ貯留ホッパ	1	1	角型樹脂製 1.0m ³	1.8	31	高濃度系脱臭ファン	1	1	片級込ターファン 4.2m ³ /分×2.4kPa	5.5

施設名	周南市 徳山中央浄化センター		
図面名称	汚泥処理設備フローシートその2	縮尺	-
検収年月	平成31年3月	図面種別コード	Z504
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1696-J-03
受託業者	株式会社日水コン	図面番号	PM-3

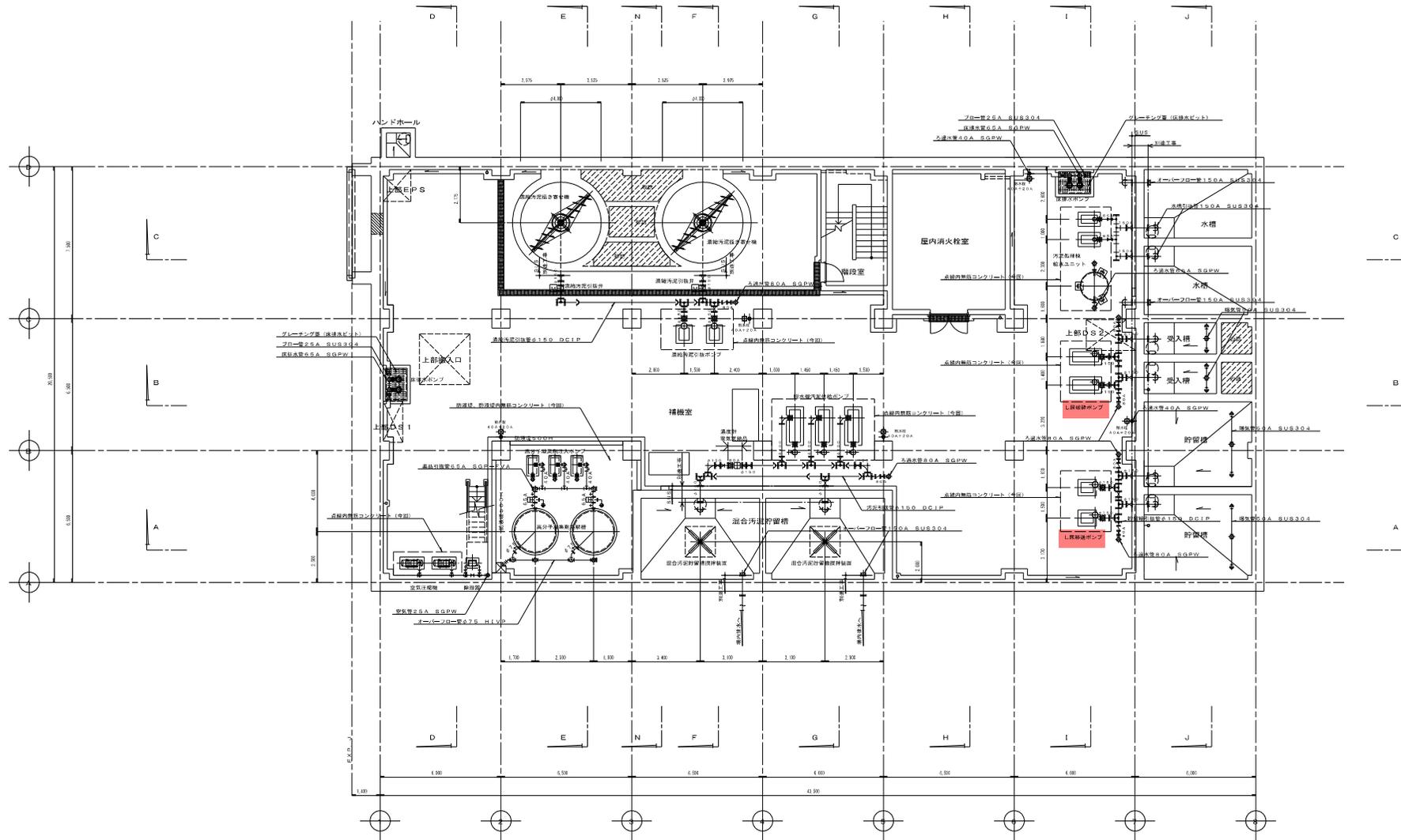
別紙1-(4) (機器配置図 1F)



1F (下段部) 平面図 S=1/100

施設名	周南市 徳山中央浄化センター		
図面名称	機器配置配管平面図その3	縮尺	1/100
検収年月	平成31年3月	図面種別コード	Z502
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1696-J-03
受託業者	株式会社日水コン	図面番号	PM-6

別紙 1 - (5) (機器配置図 B1F)



B1F (下段部) 平面図 S=1/100

施設名	周南市 徳山中央浄化センター		
図面名称	機器配置配管平面図その1	縮尺	1/100
検収年月	平成31年3月	図面種別コード	Z502
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1696-J-03
受託業者	株式会社日水コン	図面番号	PM-4